平成２８年（フ）第９８号
北海道亀田郡七飯町大中山１丁目９番７号
債務者　澁谷　美江
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１５号
岩手県一関市大東町沖田字奈良崎86番地
債務者　小山　　博
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第３２号
山形市江南４丁目５番27号　アーバンロフト101号
債務者　石山　琢磨
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０号
山形市松山３丁目５番11号　ボナカーサＡ棟105、住民票上の住所山形県天童市東長岡４丁目３番14号
債務者　木村　友城
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４５号
山形市吉原３丁目６番17号
債務者　伊藤　　稔
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４号
山形県天童市大字北目2065番地　芳賀１街区１
債務者　小笠原哲也
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５７号
山形市松波１丁目11番22号　レオパレスユーロ松波　110号
債務者　佐藤みゆき
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５号
宮城県石巻市針岡字追舘46番地、前住所宮城県東松島市大曲字堺堀57番地13　シャトレークリユ壱番館201
債務者　狩野　香織
1　決定年月日時　平成28年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
福岡県築上郡吉富町大字別府643番地１　イオメールヴァルナＢ棟５号
債務者　梅木　浩二
1　決定年月日時　平成28年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第３７３号
さいたま市見沼区東宮下２丁目31番地
債務者　岡家　正和
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４０１号
埼玉県蕨市塚越２丁目５番18号　塚越ハイツ201号
債務者　本郷千加子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４２４号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―19―201
債務者　岡田　匡司
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
和歌山市北中島１丁目２番21号
債務者　越野　洋子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３３号
山形県米沢市万世町桑山1231番地の２
債務者　大竹　久美
1　決定年月日時　平成28年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第２７３号
埼玉県鴻巣市袋450番地３
債務者　田島　　薫
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２９７号
さいたま市桜区大字五関704番地１
債務者　鏡　　利治
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２９８号
さいたま市桜区大字五関704番地１
債務者　鏡　　和美
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係